

「但馬で働く・暮らす」U I J ターン情報発信業務企画提案コンペ実施要領

(趣旨)

第1条 但馬地域の定住人口対策と産業の活性化を図るため、但馬でのライフスタイルや、魅力的な企業、産業を紹介するパンフレットを制作し、近畿圏をはじめとした大学・短大・専門学校等（以下「大学等」という）へ発信することで、明日の但馬を担う若者のU I J ターン就職を促進することを目的とした、「「但馬で働く・暮らす」U I J ターン情報発信業務（以下、「業務」という。）」を委託しようとする場合において、企画提案コンペの実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての照会手続及び回答に関すること。
- (5) 応募図書（応募図書の種類、応募図書の著作権の帰属、応募図書の提出後の取扱方法等）に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の決定方法及び発表に関すること。
- (8) その他企画提案コンペの実施に必要と認める事項

(募集期間)

第4条 企画提案コンペの募集開始の日から起算して14日以上募集期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 必要に応じ、募集開始後、企画提案コンペの説明会を開催するものとする。

(質疑)

第6条 質疑回答の内容が応募登録者全員に了知すべきものであると認めるときは応募者全員に通知するものとする。

(応募図書)

第7条 応募者は、定められた期限までに、応募図書を提出するものとする。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- 4 提出された応募図書は返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 企画提案コンペへの応募者のうちから委託契約の相手方の決定を行うため、審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会の設置については、別に要領で定める。

(当選者の決定)

第9条 審査委員会の審査に基づき、当選者を決定する。

(当選者の通知)

第10条 前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課(産業観光担当)が所掌する。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月8日から施行する。